

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月27日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

新地方卸売市場整備にあたり、公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について審議及び審査をさせるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部飯塚市農業経営・生産対策推進協議会の項の次に次のように加える。

飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定委員会	新地方卸売市場整備に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査すること。
----------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表販路開拓支援補助金審査会委員の項の次に次のように加える。

新地方卸売市場整備事業者選定委員会委員	日額	15,000円
---------------------	----	---------

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
○飯塚市附属機関の設置に関する条例 別表(第2条関係)			○飯塚市附属機関の設置に関する条例 別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市農業経営・生産対策推進協議会	農業基本方針の策定、農業経営及び農業の振興対策等に関して調査審議すること。		飯塚市農業経営・生産対策推進協議会	農業基本方針の策定、農業経営及び農業の振興対策等に関して調査審議すること。
	<u>飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定委員会</u>	<u>新地方卸売市場整備に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査すること。</u>			
	(略)	(略)		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
○飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 別表(第2条関係)			○飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 別表(第2条関係)		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
販路開拓支援補助金審査会委員	(略)	(略)	販路開拓支援補助金審査会委員	(略)	(略)
<u>新地方卸売市場整備事業者選定委員会委員</u>	<u>日額</u>	<u>15,000円</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。
(略)